

2023.10.02

[高校教育の在り方への提言（パブリックコメント） 1](#)

鳥取県教育委員会が発表している[県立高等学校教育の在り方に関する基本方針案](#)について、この8月、私見を提言しました（パブリックコメントの提出）。

2回に分けて公開します。

「基本方針案」における「高校教育改革の必要性」、「今後の県立高校が目指す姿」にまとめられた構想からは、確かに「めざしたい高校教育の在り方・改革」はある程度伝わってくる。現学習指導要領はもちろん各地で行われている「魅力化事業」の積み上げも活かされているように見える。

だが、めざすものを実現していくための条件が根本的に問われていないように思われる。教育に関する基本方針を「上滑りの掛け声」にしてはならない。

1. 教職員定数の問題

例えば「生産年齢人口の減少」のところで「**適正な規模を維持しながら**」とある。これは従来の学級減の方針（1学年3学級の場合、2年連続募集定員の3分の2を下回ったら2学級に減らす）を前提とした記述だと思われるが、私はこのような「基準」に基づく機械的な学級減には反対である。また、同記述は現行の標準定数が変わらないことを前提に書かれたものようだが、TT担任制の推進・復活も含めて、これまでの**教職員定数を増やすこと（定数改善）こそが現在求められている必須の条件ではないか**。これは、学級数が「適正規模」を下回る郡部校だけでなく、適正規模に達している都市部の普通科高校や専門高校にも必要となる条件整備だと考える。

現状のままでは地方の教育のみならず日本の教育自体が破綻しかねず、改善が必須だということを、現場の実情を知る県教育委員会・地方自治体こそが国に強く訴えるべきではないか。知事会なども強く動くべき。これまでのような、「**教職員の善意と頑張り**」に依拠した**改革は持続不可能だ**ということは声を大にして言いたい。

（理由）

・教職員定数を増やすことを抜きにして「改革」を実現することは極めて困難である。「基本方針案」は、教育の質の向上をうたい「新しい学び」の創造を強調している（学習指導要領にもほぼ同趣旨の内容が盛り込まれている）。結局、これまで教職員に求めてきた以上のものを要求していくということであるが、創造的な学びを構想し保障していくための時間的余裕は、小規模校であるなしを問わず今の学校現場に欠けている。

・定数改善を抜きにした「教職員の働き方改革」は必然的に「掛け声だけ」となり、現状は全く改善されない。全国的に教職員の志願者は減少し、倍率も低下傾向にあるが、その背景にはあまりにも余裕のない学校の現状がある。

[公立の教員採用倍率 3.7 倍 過去最低に 文科省調査 | NHK](#)

・このようなことで、「教育の質的向上」や「創造的な学びの保障」が達成され、あるいは

持続するのか？条件整備を抜きに教職員への「要求」だけがますます高まり、IT対応なども含めて求められる指導が多岐にわたる中、産休・育休代員をはじめ「非正規職員の確保」等が困難になることは必然ではないか。

全国的に多くの教員が休職・離職する中、「求められる要求に応えきれず苦しむ個人」も含め「支えあいのためのゆとり・教育現場の体力」を生み出すことなしには、公教育自体が破綻しかねない。

後半：人口減少地域、中山間地域の高校「魅力化」の問題 に続く

ブログ村、教育論—教育問題の中で渡辺敦さんも定数改善を強く訴えておられますね。

(10月4日 追記)

[「無理」を可能にする定数改善の展望を：教育ジャーナリスト渡辺敦司の一人社説 \(cocolog-nifty.com\)](http://cocolog-nifty.com)

2023.10.09

[高校教育の在り方への提言 2](#)

カテゴリ：[教育論・教育問題](#)

[「ウクライナ」戦争開始以降の主な記事 \(PDF版\)](#)

教育委員会が発表している[県立高等学校教育の在り方に関する基本方針案](#)について、この8月に出した私見（パブリックコメント）の後半です。

1、人口減少地域、中山間地域の高校「魅力化」の問題

表記の問題について島根県は早くから問題意識を持って取り組んでおり、本県においてもそれに学びつつ、「とっとり高校魅力化推進事業」として具体化されている。しかしながら、その「本気度」についてはもっと島根に学ぶことが大切だと思われる。

①教職員定数の改善

例えば隠岐島前高校の場合、標準法の改正について県や県教委が国への要望を続け「隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会」とともに文部科学省、総務省や国土交通省、財務省にも働きかけ「標準法に地理的条件を反映させる方向での改正」を勝ち取っている。

[新魅力化構想（叩き台） \(dozen.ed.jp\)](#) P.36

前例のない状態から法を動かした上記取り組みを考えれば、「反映されるべき地理的条件を拡大」すること（＝中山間地域における学級定員、標準定数の改善）は決して不可能ではない。しかも現在、中山間地の高校存続の問題は本県のみならず全国的な課題であり、「地方創生」「人口減少への歯止め」とも深く関連する問題として注目されている。

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/200931.html> など

「教職員定数」や「学級定員」の改善は、教職員の「働き方改革」、「持続可能な教育改革」、さらには「地方・地域社会の持続可能性」にもつながっていく課題であり、各地の教育委員会としても「知事会」としても強く要求していくべき重要事項ではないか。

②住環境の整備など

島根県の場合、町と県が基金をつくってお金を負担しあい、「寮の運営に必要な職員」を確保するなど具体的な条件整備を行っているという報告を（視察した職員から）受けた。

ところが、「とっとり高校魅力化推進事業」のページによれば、「県外生徒を受け入れるための住環境が不十分であることから**地域にあった方法で、県外生徒の受入環境を整備していくことが必要**」と触れているだけで、県が積極的に条件整備をしていくという姿勢が感じられない。該当校や地元自治体に事実上「お任せ」するような現状になっていないか。それでは話にならない。「基金の創設 ⇒ 寮の運営に必要な職員の確保」といった課題も含めて島根県の取り組みにもっと学ぶべきでだと考える。

3. 社会的共通資本（教育環境・施設）の維持・活用

農業学科を含む各専門科においてこれまで整備されてきた「教育環境・施設」は宇沢弘文のいう社会的共通資本である。確かに、生徒減やその時々々の志願状況を見捨てることはできないが、それぞれ重要性を持った「財産（地域住民や日本に居住する人々の）」であることも忘れてはならない。例えば、工業科、農業科における施設は「モノづくり」や「命を育てる教育」に必要なものであり、たとえ就職先などの進路に直結しない場合でも様々な「体験と学び」の重要な条件である。（大きくは日本の製造業や農林水産業の持続可能性にもかかわる。）

今後は、「特別な配慮や支援が必要」と考えられている生徒の「実習体験」などにも活用する方向で極力活かしていくべきだと考える。

（例：特別支援学校の「分級」を専門高校内に設置 ⇒ 支援が必要と考えられている生徒が専門科で実習できるような条件整備をすると同時に、専門学科を存続させ教職員数も増やしていく。そのようなモデルを本県から発信してもいいのではないか。）

専門高校もこれまでに定めた「基準」に照らして機械的に「学級減」の対象とするのではなく、いかにして共有財産を守り存続させていくか、別の角度も含めていかにしてこの財産を活用するか、ということにもっと注力する必要があるはしないか。

4. 結論（再度）

持続可能なかたちで教育の「質」を高めること、学校現場の健全な活力を膨らませ、創造的な教育を生み出していくことは確かに重要だと考える。ただ、そのためには国の標準定数法も含め「これまでの条件」を当たり前として受け入れ進めようとするのではなく、（地域の、さらにはこの国の）教育を創造していく立場からそれらを改善すべく最大限の努力を払っていくことが大切だと考える。